今も小手廻よきを、チョキ〳〵といふ、チョロと同じ意なり、小早といふ舟あり、ちよろは卽是なり、今小ばんと呼舟は、小(小下恐脫早)の轉じたるなり、松落葉(岡山通踊といふ歌)をか山通ひの六ちよこばや(六挺小早なるべし)によろを八丁立て云々、又ゑとゝん踊といふ歌に、四丁の五丁の六丁こばや、花のゑじまへおせやれをのこ云々、松の葉(船歌)ちよぎりや〳〵、ちよぎりや、ちり〳〵やなどあるは、換の音といふ也、これ等にてもさとるべし、

〔三朝逸事〕江戸諸物踊貴ニ付、御沙汰可有之候次第、新井氏(白石)御老中迄被書出候書面之寫、

風俗によりて諸物之價高く成候條々(略)(中)

一駕籠舁、幷二丁立船之事、(略)(中)

二丁立之船と申ものも、只今七百艘に至り候而、是又貳千餘人之手へわたるべき歟、(略)(中)

巳(正德三年)二月十七日

〔享保集成絲綸錄四十〕正德四午年八月

一ちよき船之儀、當夏中令停止、不殘解舟に申付候之處、今以ちよき船有之由相聞、不屆之至候、名主共、支配限ニ入念遂吟味、ちよき船持候者有之候はゞ、番所迄可申出候、解船ニ可申付候、人を廻し相改候間、不訴出隱置候者有之候はゞ、舟持主は急度曲事に申付、家主名主迄可爲越度候之間、此旨町中可相觸候、以上、

八月

〔江戸繁昌記〕街與(コッデカゴ)附猪牙船

無足而行、非與則舟、然館舫屋船、幷水遊之具、行則行非飛也、頡頏齊飛、猪牙是也、(略)(中)猪牙何蓋以形名之、而其步則兎兒走波也似、右兩國絕深川、踰淺草、達墨河、泛々其景、中心漾々、肩與則兩尻四脚、猪船則單櫓雙臂、其用半彼、其飛與之上下、如二三之何必肩隨、因憶所嘗聞、一船兩櫓往時無禁、乃都人